

伊豆高原メガソーラー建設工事差止めの仮処分命令を求める要請書

伊豆メガソーラーパーク合同会社は、伊東市八幡野字枝堀 1422 番地 82・外 87 筆の約 104,9ha の事業地において、約 43ha の山林を伐採し、約 12 万枚のソーラーパネルを設置することを計画しています。当該事業地は天城山の火山活動によって更新世時代に流出した溶岩台地の上に堆積した火山性堆積物やロームによって形成されている土地であり、木々が生い茂る保水性の高い土地でもあります。ここに降る雨の多くは山地に浸透し、表面水は八幡野川水系と倉骨沢水系に集約され、倉骨沢水系は、現象的に見れば事業地内の大きな窪地に水をため込み、ここから地中に浸透していると推定されています。また、天城山系に隣接する当該事業地の山林に降る雨の量は、1 日の降雨量が 200 ミリを超えることも珍しくありません。

伊豆高原メガソーラーは、山全体がその地質と樹木によって巨大な水がめのようにになっている土地を開発し、そこに降る雨水のほとんどを事業地に造成する調整池に集めて八幡野川に放流するという計画です。本事業が実施されれば、計画値を上回る大雨が生じた場合には、八幡野川の氾濫や調整池の能力を上回る水の流入によって調整池からあふれ出した水が涸れ沢や急峻な崖地に流れ出し、これが大きな土砂災害を引き起こすであろうことは容易に想定できます。今日の気象状況を考えれば想定外の事故ではないのです。

本年 6 月 1 日に伊東市の太陽光設備設置事業に関する条例が新たに施行され、伊東市は、本事業がこの条例の対象事業になると明言し、さらに、事業者が 8 月 10 日に工事に着手したと認定して、条例違反の事業であることを事業者に通告・指導するとともに、8 月 15 日に関東経済産業局に対し条例違反行為であることを通知しています。

条例違反事業であることはもとより、工事を遂行しようとしている事業者の姿勢を見れば、大雨による八幡野川の氾濫や事業地周辺での土砂災害の発生によって周辺住民の生命、身体、財産に危害を及ぼす危険性が現実のものとなるため、早急に工事差止めの仮処分を命じていただくよう要請致します。

氏 名	住 所
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県